

令和 6 年度 大潟村水質検査計画

1 基本方針

- (1) 水質検査は、末端給水栓水（蛇口の水）、浄水場の着水井(原水)で行います。
- (2) 水質検査は、水道法で検査が業務づけられている項目および水質管理上必要と判断した項目について行います。
- (3) 検査の頻度は、水源の種類、検査する項目のこれまでの検出状況などを考慮して定めます。
- (4) 水質検査は、水道法第 20 条第 3 項による登録検査機関に委託して行います。

2 水道事業の概要

- 事業認可 昭和 42 年 12 月 12 日
- 供用開始 昭和 43 年 1 月 1 日

項 目	認可計画	現状 (R5.4.1 現在)
給水区域	総合中心地、大潟及び方上の一部	同 左
給水人口 (人)	3, 4 1 0	2, 8 9 6
普及率(%)		1 0 0
配水管延長 (m)		5 4, 7 7 3
1 日最大給水量 (m ³)	2, 1 3 0	2, 1 2 7
1 日平均給水量 (m ³)	1, 6 1 4	1, 5 4 5

○ 施設の概要

- ・ 大潟村の水道水は、八郎湖の浸透水を水源とし、約 1.2km 離れた取水ポンプ場から浄水場に送られます。
- ・ 浄水場で緩速ろ過、塩素消毒など適切な浄水処理を行い、安全な水道水を配水しています。

○ 主要浄水場

施設名	所在地	水源	浄水処理方式	備考
大潟村浄水場	南秋田郡大潟村字南 1 丁目 55 番地	湧水 (八郎湖浸透水)	緩速ろ過	

○ 水源

- ① 水源の種別 湧水（八郎湖浸透水）
- ② 取水地点 大潟村字方上 2 7 番地 2 5

3 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

水源は八郎湖の浸透水で、堤防で自然ろ過され、水質は原水として問題ない状態であり、浄水については水質基準に適合しており、安全な水であるといえます。

しかし、水源である八郎湖は構造的に閉鎖水域であるため、水質汚濁が懸念されます。このため、将来にわたり安全で安心できる水道水を安定的に供給できるように、浄水処理の施設整備について検討しています。

4 検査地点

① 水道法で義務づけられている検査

ア 毎日検査項目

〔検査地点〕

浄水場の蛇口で検査します。

イ 水質基準項目

〔検査地点〕

ポルダー潟の湯の蛇口で検査します。

② 水質管理上の必要性から行う検査

ア 水質基準項目

浄水場着水井で検査を行います。

イ 水質管理目標設定項目

〔検査地点〕

浄水はポルダー潟の湯蛇口、原水は浄水場の着水井で検査を行います。

農薬も、浄水場の着水井で検査を行います。

ウ 安全性等の確認から行う検査

下記の地点で検査を行います。

- | | |
|-----------------------|------------|
| ・大腸菌・嫌気性芽胞菌 | 浄水場着水井 |
| ・ダイオキシン類 | 浄水場（出口・蛇口） |
| ・トリハロメタン生成能 | 浄水場着水井 |
| ・クリプトスポリジウム、ジアルジア原虫検査 | 浄水場着水井 |

5 水質検査項目と検査頻度

(1) 水質基準が適用される蛇口における水質検査項目と検査頻度

ア 水質検査項目

水道法に基づく別表 1 の蛇口において水質基準項目の水質検査を行います。なお、別表 2 の 1 日 1 回行う検査の項目についても検査を行います。

イ 検査頻度

- 1 水道法に基づく水質検査表 1 の項目 No. 1、2、38、46～51 の基準 9 項目については、毎月 1 回検査を行います。
No. 7 ヒ素及びその化合物、No. 37 マンガン及びその化合物についても、安全・性状確認のため毎月 1 回検査を行います。
- 2 水道法に基づく水質検査表 1 の上記以外の項目については、その濃度が基準値の 1/10 以下の場合には、3 年に 1 回、1/5 以下の場合には年に 1 回まで検査頻度を緩和できる項目についても、水質が安定し良好であることを確認するため、検査頻度を減らさず年 4 回検査を行います。
- 3 水道法に基づく水質検査表 2 の色度、濁度、消毒の残留効果（残留塩素）については 1 日 1 回検査を行います。

(2) 原水及び独自に行う水質検査項目と検査頻度

ア 水質検査項目

- 1 浄水処理工程における適正な水質管理の面から浄水場着水井において、別表 3 の項目を検査します。
- 2 水道水質管理上留意すべきものとして、別表 4 の水質管理目標設定項目（全 30 項目のうち本村では消毒剤として使用していない塩素ガスに関連する項目を除く 23 項目）を検査します。
農薬類は、別表 5 の 6 項目について検査します。
- 3 水道水の安全性等の確認を行うため、水質検査表 6 の大腸菌・嫌気性芽胞菌、ダイオキシン類等の項目を検査します。

イ 検査頻度

- 1 別表 3 の検査は、基準 51 項目は年 2 回、その他に 39 項目については別途年 4 回検査を行います。
- 2 別表 4 は、年 2 回検査を行います。
- 3 別表 5 の農薬類は、年 2 回検査を行います。
- 4 別表 6 の項目は、表に示す計画頻度で検査を行います。

6 臨時の水質検査

水道水が水質基準に適合しないおそれがある次のような場合には、臨時の水質検査を行います。

- 1 水源の水質が著しく悪化したとき
- 2 水源に異常があったとき
- 3 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- 4 浄水過程に異常があったとき
- 5 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- 6 その他特に必要があるとみとめられるとき

7 水質検査方法

毎日検査については、浄水場の職員が検査し、それ以外の検査については水道法に定められた登録検査機関に委託します。

8 水質検査計画及び結果の公表

水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果を開示請求された際には、公表します。

水質検査計画は毎年見直しを行い実勢にあった検査計画を策定していきます

9 水質検査の精度と信頼性保証

委託で行う検査については、水道法に定められた登録検査機関に委託し、適正に検査及び精度管理が行われているかを確認します。

10 関係者との連携

水質に係る事故等が発生した場合、水道関連委託先と連携し原因の特定に努め、保健所の指導のもと必要な措置を講じ、常に安全な水を供給します。